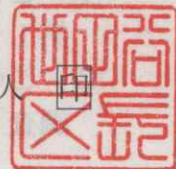


世田谷区介護サービス事業者への緊急安定経営事業者支援給付金交付決定通知書

有限会社オフィスネットワーク

代表取締役 道廣 和男 様

世田谷区長 保坂 展人



先に交付申請のあった世田谷区介護サービス事業者への緊急安定経営事業者支援給付金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 給付金の額

支給決定額 金 280,000 円  
(申請額 金 280,000 円)

【一部不支給の場合】

(2) 不支給決定額 金 円

(3) 一部不支給の理由

2 支払予定日

令和7年1月31日以後

3 支払方法

世田谷区介護サービス事業者への緊急安定経営事業者支援給付金交付申請書兼請求書（第1号様式）の「3 振込先金融機関及び口座情報」に記載の口座に振り込む。

4 交付条件

給付金の交付を受ける者は、次の交付条件に従わなければならない。

(1) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、給付金の交付の決定の一部又は全部（③に該当する場合は、給付金の交付の決定の全部）が取り消されることを承諾すること。

① 偽りその他不正の手段により給付金の交付決定を受けたとき。

② 前号に掲げるもののほか、給付金の交付決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令に違反したとき。

③ 給付金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。

- (2) (1)により給付金の交付の決定を取り消された場合において、区長から当該給付金の返還を命じられたときは、区長が指定する期限までに当該給付金を返還すること。
- (3) この交付決定以外の交付決定により交付されている給付金等の返還を命じられ、当該給付金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付していない場合において、この交付決定により交付すべき給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することがあることを承諾すること。

## 5 その他

- (1) この給付金に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき、本区監査委員の監査を受けることがある。
- (2) この給付金に関して、法第221条第2項の規定に基づき、区長は対象事業の状況を調査し、又は報告を求めることがある。